

番号	区分	お問合せ（Ｑ）	回答（Ａ）	手引参照ページ	追加更新日
1	スケジュール	設立認可までのスケジュールを教えてください。	設立認可は、年2回実施しており、1回目、2回目のスケジュールは次のとおりです。 ■1回目 ①5月末仮申請書提出 ②6月～8月（医務課での審査・ヒアリング） ③9月上旬～中旬に本申請 ④10月～11月頃（兵庫県医療審議会） ⑤12月頃（認可） ■2回目 ①9月末仮申請書提出 ②10月～12月（医務課での審査・ヒアリング） ③1月中旬に本申請 ④2月～3月頃（兵庫県医療審議会） ⑤3月頃（認可） ※設立認可のスケジュールは兵庫県医療審議会の日程や、審議の状況により毎年異なるため、上記はあくまで目安としてください。	9～10	
2	スケジュール	事前相談は必要ですか。	必須ではありませんが、細かい要件などもあるため、事前相談頂いていた方が安心です。	9～10	
3	スケジュール	医療法人認可申請の手続きと並行して、分院の開設を行う事は可能ですか。	できません。分院の追加は、医療法人として登記後に定款変更認可申請が必要になります。		
4	申請基準	診療所ですが、常時勤務する医師が3名以上の場合はどうなりますか。	診療所で、常時勤務する医師が3名以上の場合、手続きが異なりますので、医務課医療指導班（内線3227）までご連絡ください。	2	
5	申請基準	診療所の開設と医療法人化を同時にすることは可能ですか。	できません。本県では、実体のない診療所での申請を受け付けておりません。本県では、開業から2年以上の実績を求めています。（最低でも診療所の開設以降1度以上確定申告を行っていることが望ましいこととしています。）	10	
6	申請基準	開業から2年未満ですが設立を考えています。可能ですか。	本県では、開業から2年以上の実績を求めています。法人設立後も安定して経営することが可能かどうかを確認するためです。経営状況を判断できるまでの実績のないまま法人化し、そのまま赤字となり早々に破産や解散となることもあり得るので、慎重に判断しています。ただし、急いで法人化をされたい合理的な理由があれば、ご相談ください。※経営状況を判断するために確定申告を確認しているため、最低1回は確定申告をしていることが望ましいです。期間の考え方は、診療所開設日から設立総会の開催日までです。	10	
7	申請基準	近隣に移転開設、もしくは親子承継してから2年の経過はありませんが、それまでもずっと地域に医療を提供していた場合、実質的には2年間以上の経営とみられるのでしょうか。	移転開設してからの実績でみています。移転開設も、親子継承も診療所の廃止、新規の手続きとなるため、新規開設してから2年以上（最低1回は確定申告）の実績が望ましいです。		
8	申請基準	昨年の確定申告では、所得が赤字ですが、申請できますか。	できません。昨年の確定申告で所得が黒字であることが必要です。		
9	申請基準	申請できない医療機関はありますか。	ホームページに掲載している審査基準に沿って審査しますので、審査基準をご覧いただき最低限の基準を満たしているかご確認ください。		
10	医療法人の種類及び性格	医療法人のメリットは何ですか。	医療事業の経営主体を法人化することで、資金の集積を容易にし、業の永続性を確保しやすくなります。	2	
11	医療法人の種類及び性格	医療法人のデメリットは何ですか。	医療法で定められた事しかできなくなります。（例、収益業務などは行えません。詳細は、医療法人の業務範囲（厚生労働省）を参照してください。）事務量が大幅に増加します。（定款変更認可申請や、決算届、役員変更届、登記事項変更登記完了届、社員総会や理事会の実施等、必要な手続きが増加します。）	3	
12	業務の範囲	医療法人は収益業務などができますか。	できません。医療法人は、医療法で出来る業務が決まっております。医療法第42条に基づき、業務に支障のない限り、定款の定めるところにより業務をすることが可能です。詳細は、医療法人の業務範囲（厚生労働省）を確認ください。	3	
13	業務の範囲	法人の所有建物を第三者に賃貸することは可能ですか。	できません。（収益業務はできません。）	3	
14	社員・役員	設立時の理事、監事、社員の人数に決まりはありますか。	本県では、原則理事3名以上5名以内（うち理事長1名）、監事1名以上としています。社員については、原則3名以上としています。※2名では議決が割れたり、社員総会において1名が議長になった際、あとの1名のみが議決権を持つことになってしまい、望ましくありません。	3、5～6	
15	社員・役員	理事を2名で申請することは可能ですか。	理事は、原則3名以上集めていただいてから申請いただくよう指導しています。何か特別な事情がある場合は、一度医務課（内線3227）までご相談ください。		
16	社員・役員	役員・社員の年齢に制限はありますか。	平成26年3月をもって、役員や社員の年齢制限や学生であることの制限については撤廃されております。兵庫県では18歳以上且つ、高校卒業以上が望ましいとしています。また、学生を理事にする場合等は、理由について詳細を確認しております。年齢の上限は定めていませんが、理事会（社員総会）の出席等、業務遂行が問題なく行えるのか確認しております。	5～6	
17	社員・役員	MS法人（医療法人との間に取引関係のある営利法人。いわゆるメディカルサービス法人）の役職員を、医療法人の役員にできますか。	できません。MS法人の役職員を理事にされようとしている場合は、本申請までにMS法人の役職員を辞任していただくか、別の方を選任いただいております。	6	
18	社員・役員	理事長が個人的に会社を設立して、医療法人とは全く関係なく不動産業などをやることは可能ですか。	医療法人とは関係なく、医療法人の業務に支障がなければ可能です。		
19	社員・役員	監事の要件はありますか。	当該医療法人の理事又は職員を兼ねることはできません。また、理事と三親等以内の親族（姻族含む）、医療法人の顧問の公認会計士、税理士及び弁護士等を監事に就任させることも原則認められません。経験としては、法人の業務を監査する重要な役職のため、役割に見合った社会的経験があることが望ましいです。	6～7	
20	社員・役員	顧問関係にある行政書士は監事になれますか。	顧問の公認会計士、税理士及び弁護士に限らず、顧問関係にある方は適当ではありません。（監事の職責には中立性が求められます。）	6～7	

21	社員・役員	監事は、社員を兼ねることはできますか。	監事が社員を兼ねることは、適当ではありません。（監事の職責には中立性が求められます。）	6～7	
22	拠出	社員全員の拠出は必須ですか。また各個人の最低額はいくらですか。	本県では社員全員の拠出が必須です。各個人の最低額はありません。設立代表者が最高額となるよう、社員全員が常識の範囲内である程度の拠出をしてください。口座については個人口座であれば複数の口座から拠出しても問題ありません。総会日時時点で拠出金以上の残高が確認するために提出いただくため、残高の合計が拠出額である必要はありません。	3	
23	拠出	医業未収金を拠出したいのですがどうすれば良いですか。	社会保険・国民健康保険の振込通知書の写しを提出してください。 ※振込通知書に記載の振込予定日が、設立総会日より後である必要があります。振込予定日が設立総会日より前だと、既に振り込まれているため。	12、32	
24	拠出	いくら拠出が必要ですか。	医療法人を設立する場合には、当初2ヶ月の運転に支障がないよう現金・預金・診療報酬未収金等を拠出する必要があります。昨年度の確定申告に基づき2ヶ月分の運転資金を計算していただきます。本県では、2ヶ月分の運転資金と同額以上且つ、1,000万円以上の金額を拠出いただいております。（計算式は、69ページの審査参考表に記載しております）	3、69	
25	負債	個人開設時の負債を医療法人に引き継ぐことは可能ですか。	設立後に拠出する医療機器等の負債については引き継ぎ可能ですが、運転資金の負債は引き継ぎできません。	7	R6.6
26	ヒアリング	ヒアリング時に必要な持ち物は何かありますか。	仮申請書の補正内容をお伝えしますので、書類一式をご持参ください。 医療情報ネットの登録画面の写しもご持参ください。		R6.6
27	ヒアリング	医療情報ネット（G-MIS）による医療機能報告）への登録は必須ですか。	必須です。ユーザ名・パスワードが不明な場合は、医務課（内線3227）まで問い合わせください。		R6.6
28	ヒアリング	ヒアリングについて、書類を作成する業者のみの出席でも良いですか。	理事長になられる設立代表者の方の意思確認が必要となるため、業者のみでの来庁は認めておりません。	9	
29	仮申請書類	提出先はどこですか。	歯科医師会加入者は「兵庫県歯科医師会」に提出してください。 医師会加入者、医師会・歯科医師会未加入者は「兵庫県保健医療部医務課」に提出してください。	9～10	
30	仮申請書類	仮申請の段階ではどの書類に押印が必要ですか。	仮申請の段階で押印がいる書類は4種類です。 ①設立総会の議事録（個人開設から2年未満の場合） ②不動産の評価証明書（法人関係者から土地を賃借する場合） ③窓口収入金証書（初年度の経費の計算から差引く場合）。 ④医療法人設立認可説明資料チェックリスト 窓口収入金証書と医療法人設立認可説明資料チェックリストについては仮申請時のみの提出となるため、原本を求めますが、あとの2つは押印した原本の写しで構いません。医師免許（修了書含む）の原本照合も同様に、原本照合したものの写しを提出してください。 本申請時にはそれぞれ原本照合した原本を提出してもらうことになります。	9～10	
31	仮申請書類	仮申請の段階で証明書類は必要ですか。	必要です。印鑑証明書等、通常は取得から3ヶ月以内のものが有効とされていますが、仮申請を提出する時点で取得されたものも、本申請の段階で有効としております。そのため、仮申請時点でも証明書は取得して、写しを提出してください。また、仮申請の段階で原本を送られてしまうと原則返送はできませんので、ご注意ください。	12～15	
32	仮申請書類	一度に2箇所以上の診療所を合わせて法人化することは可能ですか。	できません。現在開設している診療所を法人成りいただき、法人化後に適切なタイミングで定款変更認可申請で分院を追加してください。		
33	仮申請書類	仮申請時に必要な書類を教えてください。	全ての書類が必要です。また仮申請時のみ必要な書類もあるので、詳細は、手引12～15ページを参照ください。	12～15	
34	仮申請書類	仮申請時に申請日の記載はいつにすれば良いですか。	仮申請時は申請日は空白をお願いします。本申請時に、こちらから指定した日付を記載いただきます。	15	
35	設立総会	設立総会で決議しなければならない内容を教えてください。	(1)医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。 ① 医療法人の設立の承認 ② 社員の承認 ③ 定款の承認 ④ 設立時の財産目録の承認 ⑤ 会計年度、初年度分の事業計画及び収支予算の承認 ⑥ 役員の選任 ⑦ 設立代表者の選任 ⑧ 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認 ⑨ その他の必要事項 (2) 設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。 ※手引4ページに記載しております。	4	
36	証明書類	印鑑証明書の住所と、残高証明や契約書の住所が異なる場合は、どのようにすれば良いですか。	印鑑証明書が新住所で、残高証明や契約書が旧住所の場合、住所が異なることについてわかる書類を添付ください。 印鑑証明書が旧住所の場合は、印鑑証明書を新住所で取得して添付してください。		
37	証明書類	証明書類の有効期限はありますか。	有効期限はありませんが、設立総会日以降に取得した証明書類を必ず添付ください。	13	
38	証明書類	預金残高証明書の日付は、設立総会日でなければいけませんか。	はい。各社員の設立総会日現在の同日付預金残高を証明するものを提出してください。原則は普通預金でご準備ください。	13	R6.6
39	証明書類	理事長等が複数の金融機関から拠出することは可能ですか。	可能です。その場合、それぞれの金融機関の預金残高を証明するものを提出してください。（設立総会日現在の同日付のもの）	30	
40	定款	定款の事務所及び診療所の住所はどのように表記すれば良いですか。	住居表示が実施されている地域であれば住居表示に合わせてください。住居表示が実施されていない地域であれば、建物登記に記載の地番としてください。また、ビル等のテナントに診療所を開設している場合は、ビル名及び階数（又は部屋番号）も記載してください。 ※定款の住所に関しては、登記や郵便、開設許可、その他手続きに問題ないか確認ください。認可後に誤表記や、住所の相違が発覚した場合は、定款変更認可申請が必要となります。	19	

41	定款	医療法人、診療所の名称について、規制はありますか。	医療広告ガイドラインで広告できない診療科目や、その他広告できない内容を名称とすることはできません。詳細は医療広告ガイドラインを参照ください。		
42	定款	医療法人の名称について、カタカナやアルファベット等を利用して大丈夫ですか。	カタカナや、アルファベットを使用することは問題ありません。		
43	定款	第6条の基本財産で、不動産を所有していないため、不動産は削除可能ですか。	現時点で不動産に該当のものがなくても、兵庫県では、基本財産の項目に不動産を記載頂いております。削除しないでください。（県外では削除しているケースもある）	19	R6.6
44	定款	会計年度や、社員総会時期を定款例から変更することは可能ですか。	可能です。	4	R6.6
45	定款	定款の文言をモデル定款から変更することは可能か。	社員総会時期、会計年度、公告の変更は可能です。 大幅に変更がある場合、内容が医療法に問題ないか、一つ一つ調べる必要があり、審査に時間が掛かります。内容によっては本申請までの期間に審査が終わらない可能性もございますので、ご注意ください。	4	R6.6
46	定款	定款の定時社員総会を年1回、〇月とすることは可能ですか。	可能です。医療法上は、少なくとも毎年1回行っていれば可。（医療法第46条の3の2第2項）	20	
47	土地・建物の賃貸 （関係者との取引）	なぜ委任状が必要なのか。	利益相反にならないように、貸す人（理事長など）から、他の理事（貸す人以外）に契約の一切の権限を委任する必要があります。	59	
48	土地・建物の賃貸 （関係者との取引）	建物の一部を賃貸として使用する場合は、賃料はどのように計算すれば良いですか。（関係者との取引）	評価額を面積で按分して賃料を計算します。 例、 評価額：100万円の建物 面積：100㎡ 診療所部分：50㎡ 計算式 100（万円）× 50㎡ / 100㎡ × 〇. 1 = 5万円（年） ※〇. 1は、建物は評価額の10%のため。	60～62	
49	土地・建物の賃貸 （関係者との取引）	土地の一部を賃貸として使用する場合は、賃料はどのように計算すれば良いですか。（関係者との取引）	評価額を面積で按分して賃料を計算します。 例、 評価額：100万円の土地 面積：200㎡ 診療所部分：100㎡ 計算式 100（万円）× 50㎡ / 100㎡ × 〇. 06 = 3万円（年） ※〇. 06は、土地は評価額の6%のため。	60～62	
50	土地・建物の賃貸	覚書について、書類の名称が覚書で無くても可能ですか。	可能です。賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「譲替の特約」に係る規定が明記されているものであれば、「不動産賃貸借契約引継承諾書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問いません。再契約の場合は、再契約することがわかる書類を添付してください。 ※仮申請時は、押印不要。本申請時は押印が必須です。	63	
51	土地・建物の賃貸	診療所の建物が、登記されていない場合どうすれば良いですか。	登記ができない理由がある場合は、工事請負契約書、固定資産税評価証明書、不動産納税証明書等、物件が〇〇会社が所有されていると証明できる書面の提出をしてください。	12	
52	審査表/審査参考表	役員報酬に上限はありますか。	絶対的な上限はありません。ただし、昨年度の所得＋専従者給与が全員の役員報酬＋給与の上限となるためご注意ください。また、役員報酬額は理事長が一番高い額としてください。	69	
53	審査表/審査参考表	理事や監事の報酬を0円とすることは可能ですか。	本県では、理事や監事の報酬を0円とする場合は理由をお聞かせいただけます。	69	R6.6
54	審査表/審査参考表	給与（法人化に際して新たに生じる場合のみ）とは何を指しますか。	昨年度の確定申告書で給料賃金に含まれていない給与で専従者給与を含めたものです。	69	R7.6
55	審査表/審査参考表	減価償却費、修繕費及び利子割引料とは。	昨年度の確定申告書に記載されている項目です。	69	
56	審査表/審査参考表	窓口収入金とは何ですか。	保険診療で患者さんが3割負担分として支払った現金、自由診療費、雑収入を足した、いわゆる窓口で支払われた現金です。経費を計上するにあたって、窓口収入金を差し引くことも可能です。根拠書類として元帳等、客観的に数字がわかる書類の提出が必要となります。	71	
57	認可後	設立後、移転や分院の追加等の定款変更をするまでに一定の期間は必要ですか。	期間は設けておりません。しかし、永続性を担保することを条件に設立認可をしている以上、設立後すぐに移転したり分院を追加することによって経営が危なくなってしまうりすれば本末転倒となってしまうため、よく検討してください。		
58	認可後	設立登記をしてから診療所を開設するまで期間の制約はありますか。	登記後1年経過しても正当な理由もなく開設されないようであれば設立認可の取消対象となることもありますので、ご留意ください。		
59	仮申請書類	仮申請で提出した書類は返却いただけますか。	仮申請で提出いただいた書類の返却はできません。 必ず仮申請で提出いただいた書類と同様の書類を、申請者様でご準備ください。		